

第1回対外投資戦略会議概要

平成20年12月12日
外務省経済局政策課OECD室
経済産業省通商政策局経済連携課

11日、第1回対外投資戦略会議が外務省において開催されたところ、概要は以下のとおり。

1. 冒頭、政府側より、本件会議において、参考1.の(1)、(2)、(3)等について情報・意見交換を行いたい旨述べた。

2. 岡田経済産業省通商政策局長より、参考2.の資料に沿って「対外投資促進に関する現状と課題等」について説明を行った。

岡田局長より、投資環境整備のため、投資協定を含む様々なツールを活用して総合的な取組みを進めたい、既存の協定についても見直しを進めたい、また、金融危機後の新しい動向を踏まえた議論についても今後進めていきたい等述べた。

3. 引き続き、小田部外務省経済局長より、参考3.の資料に沿い、「投資協定の現状と今後の方針」等について、以下の点を強調しつつ説明を行った。

米、EUを除き、我が国の個別のEPA交渉はおおよそ片付いた。それ以外の国については、二国間投資協定を締結するほうが機動的かつ時間もかけずに対応できる場合もある。他方、これまで投資協定、租税協定、社会保障協定の締結を必ずしも整合的に行ってきた訳ではなく、将来的にはこれらの協定を含め、戦略的に進めていくことができると考えている。

経済協力については、既に「成長加速のための官民パートナーシップ」を立ち上げており、現地でも大使館と援助機関出先の連携を進めている。本会議とできるだけ重複が出ないようにしたい。

4. その他出席者より、概ね下記の発言有り。

- 投資協定とEPAの投資章で全ての問題が解決するわけではない。租税協定、社会保障協定等の他の経済条約を有機的に組み合わせることが重要であり、この会議で意見交換していきたい(同旨の発言複数)。
- 対外投資からの収益の中ではロイヤリティ収入が重要な部分を占めるので、それを自由に送金できることは重要。二国間投資協定やEPAにより送金

の上限を撤廃することが必要（同旨の発言複数）。

- 二国間投資協定やEPAに限定せず、投資環境の法的基盤整備のため、幅広く省庁横断的に対応して欲しい。
- 会員企業にアンケート調査を行ったので、その結果を紹介したい。
 - ・ 重要投資先上位5カ国は、①ブラジル、②インド、③チェコ、④UAE、⑤オマーン。その理由として、既に進出している、市場が大きく重点市場の一つ、資源エネルギー関係等が挙げられた。それ以外にも、外交上の問題は理解するが台湾、米、EU等の先進国、中、露との投資協定見直し等の要望があった。
 - ・ 法律・規則の変更の透明性・予見可能性を高めることが必要。二国間投資協定にパブリックコメント制度導入の努力義務を挿入することや、ビジネス環境整備委員会の設置が望まれる。中国では地方ごとに会社法の運用にばらつきがあり、また、日系企業が要求を受け入れないと、増資や定款変更の認可が下りないといった省もある。
 - ・ 投資先としての重要性を判断する基準としては、その国自身の市場としての重要性、税法上の透明性、インフラ整備、外資優遇策、社員の安全確保等が挙げられた。
 - ・ その他の要望としては、EPAを補完する二国間投資協定をもっと締結して欲しい、各種の投資支援ツールを使うノウハウや海外に関係するベストプラクティスを共有したい、個別企業についてより踏み込んだ支援をして欲しい等があった。（小田部局長より、個別の問題についても各大使館にどんどん相談して欲しい旨回答。）
- 良い投資案件については厳選してしっかり対応していきたいが、本年後半以降急速に先行きが厳しくなっている。中長期的にBITをどうするかという問題とともに、短期的に現在の状況にどう対応するかが重要（政府側より、アジア経済活性化のため、ODAも活用しつつ、投資促進に向けて積極的に取り組んでいきたい旨回答。）。
- BITがあれば、投資先国との間で紛争が発生した時に対応しやすいし、抑止力としてもありがたい。
- 海外投資促進のためには、官民の連携、各種ツール間の相互協力・シナジー発揮が重要。ODAの削減に歯止めをかけて欲しい。

5. JICA、JFC（JBIC）、JETRO、NEXIからも、それぞれの有する対外投資関連ツールについて説明が行われた。

6. 半年後を目処に、第2回対外投資戦略会議が開催されることとなった。ま

た、その間実務者レベルでより具体的な意見交換を行うこととなった(参考1.)。
(了)

対外投資戦略会議の進め方(案)

2008年12月11日
外務省 O E C D 室
経済産業省経済連携課

1. 本会議の狙い

- (1) 投資協定交渉の在り方に関する議論(重点国、地域別・分野別の意見交換等)
- (2) 対外投資に関連する各種ツールの総合的な利用・在り方に関する議論
- (3) 各種ツールに対する民間の理解・利用促進と改善に関する意見聴取

2. 具体的な進め方

- (1) 第1回対外投資戦略会議(12月11日(木)午後2~4時の予定)
 - ・ 本会議の立ち上げ(会議の進め方ペーパーを説明)。
 - ・ 外務省と経済産業省から、投資協定交渉の現状と今後の方針、対外投資促進に資する各種ツールに関する現状と課題などについて説明。
 - ・ 民間側より、投資協定をはじめとする各種ツールに関する問題意識や要望の提示。それを受けての質疑応答・意見交換。
 - ・ 実施機関が有する対外投資関連ツールについて簡潔な説明(資料配布)。民間側からの要望の提示。それを受けての質疑応答・意見交換。
 - ・ 今後の日程(戦略会議は年2回、下記の連絡会議は月1回を目的)
- (2) 同戦略会議の連絡会議
 - ・ 政府・民間団体・実施機関のそれぞれの地域・分野の担当も交えて、地域・分野ごとの投資関連課題や既存ツールについて情報共有した上で、今後の投資協定交渉に向けた重点国、各種ツールの改善要望、実施機関あるいはツール間の連携強化、現地での体制強化のためのアイデアなどについて議論。
 - ・ 第2回対外投資戦略会議(半年後を想定)に向け、原則としてまず、中東、中南米、中央アジア・東欧(・ロシア)、アフリカ、アジア(レビューの観点から)、と地域ごとに開催する予定。
 - ・ 第2回対外投資戦略会議後は、原則として分野別の議論を実施。具体的

には、①資源・エネルギー・環境・建設・農業等の投資、②他の経済条約との関係、③NEXI・JFC(JBIC)・JICA・JETRO・JOGMEC等との連携、④OECD・APEC・WTO・エネルギー憲章条約など投資に関連する多国籍間の取組の戦略的活用、⑤投資協定の各規定や運用、⑥二国間経済協議、官民経済ミッション等の戦略的活用、⑦その他(CSRなど)についての議論を検討。

3. その他

「成長加速化のための官民パートナーシップ」における「経済協力等に関する官民対話」と適切に調整・連携する。

(了)